

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版の策定に関するパブリックコメント

1 案に関するパブリックコメントの実施結果

(1) 実施結果

- ① 実施期間：令和6年11月25日（月）～令和6年12月24日（火）【30日間】
- ② 意見総数：58通 91件
- ③ 意見の対応区分：

項目	A	B	C	D
1 教育・保育の量の見込み・確保方策に関すること	0	0	1	0
2 地域子ども・子育て支援事業に関すること	0	1	0	0
3 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込み・確保方策に関すること	0	0	0	0
4 社会的養育推進計画に関すること	0	0	20	0
5 その他	0	0	0	0
合計	0	1	21	0

【対応区分】A:意見を踏まえ反映したもの B:意見の趣旨が案に沿ったもの C:今後の参考とするもの D:質問・要望

(2) 主な意見と本市の対応

① 主な意見

民間放課後児童クラブへの補助を求める意見や、里親支援センターに関する要望などが寄せられました。

② 本市の対応

寄せられた意見が案に沿ったものや今後の参考とするもの、要望等であったことから、所要の整備を「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版を策定します。

(1 教育・保育の量の見込み・確保方策に関すること)

	意見（要旨）	市の考え方
1	支援の実態が市民に十分伝わっていない点が課題だと感じます。保育料の通知書の記載から支援を受けていると感じる一方、家計負担と乖離している印象を受けました。市長が「本来国が担うべき支援事業をなぜ市で行う必要があるのか」と述べられることがありますが、その意図が市民に十分伝わっていない可能性があります。新しい支援制度の内容や意義が広く周知される仕組みが必要です。	「保育料のお知らせ」に記載している負担額について、国・県・市・保護者の四者でどのようなものかという点については、本市は、保育料の負担のある0歳児から2歳児までの無償化の対象である3歳以上児等に係る費用を負担しているものになります。いただいた御意見を参考に、今後どのように検討してまいります。 将来を担うこどもの医療費や保育料等については、子育て支援策として、本来、自治体間で差異のある取組を国一律の制度として構築するべきであると考えるところであり、国に要望してきたところです。本市においては、限られた財源の中で子どもを産み育てることのできる環境づくりの観点から、保育料の減免等を推進するとともに、周知の徹底に取り組んでまいりたいと考えています。
2	有給取得や振替休日時には保育園を利用できないと言われています。預けられる条件を「就労の有無」に限定せず、保護者のリフレッシュのためにも柔軟に利用できる仕組みが必要です。	保育所等の利用にあたっては、原則、保護者の労働時間や勤務先によって異なりますが、御家庭の事情により、保育所等の利用が必要とする場合があります。また、保育所等に対して、個別の状況等を汲み取り、保護者の意向に応じて対応することとしています。引き続き、保育の提供に努めるとともに、各御家庭の状況に応じて、福祉的な配慮に努めてまいります。
3	保育料について、東京都では今後第一子も無料になると聞きました。川崎市は第二子の保育料が半額ですが、2人目を産むことに躊躇する理由の一つになっています。	保育料については、子ども・子育て支援法施行令（昭和五十六年政令第三十四号）に基づき、国の定める基準（参考：令和三年版「子ども・子育てに関する国勢調査」）が定められており、父母の市町村民税の課税区分、保育必要量、きょうだい区分及び本市が設けることとなっております。本市においては、利用者が負担することによって、国が定める金額以下の保育料を支払うことになります。また、多子世帯における認可保育所等の保育料については、おおさんが2人以上いる場合、きょうだいの年齢、性別などに応じて、第2子を半額、第3子以降を無料とすることとし、県内各地域において実施しました。 御指摘いただいた他自治体の動向についても承知しております。本市としては、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国が定める基準に基づいて実施することが適切であると考えております。

		度として構築すべきであると考えていますので、市等と連携しながら、あらゆる機会を通じて働きかけを行います。 本市においては限られた財源の中で、安心して子育てができる環境づくりの観点から、本制度を含め総合的に子育て施策を進めます。
4	保育園の開園時間について、18時から延長になる園と18時30分から延長になる園があるが、園ごとではなく一律の時間にしてほしい。	本市においては、地域事情、保育所における就業等「18時」または「7時30分から18時30分」のいずれかの時間を定めることを選択できるとする一方で、延長から「20時」に統一することを市内保育施設に求め、一部を除くほとんどの市内保育所において、当該時間となる予定です。
5	川崎市は特別市を目指しており、東京都と同等の政策をするべきと考えます。	将来を担うこどもの医療費や保育料等については、子育て支援策として、本来、自治体間で差異のある取組を国一律の制度として構築するべきであると考えており、国に要望してきたところです。本市においては、限られた財源の中で、安心して子育てができる環境づくりの観点から、本制度を含め総合的に子育て施策を進めます。
6	川崎認定保育園は地域の保育の受け皿になっている一方で、第二子以降の補助の金額は認可保育園と比べて少ない。今後も運営が継続できるように、支援を増やしてほしい。	川崎認定保育園は、本市の多様な保育ニーズの受け皿となることを踏まえ、令和6年度から、認可保育所における子育て支援策と併せて、川崎認定保育園についても多子世帯減免制度を行なったところであり、引き続き保育の質の向上と負担軽減に対する取組を行ってまいります。

(2 地域子ども・子育て支援事業に関すること)

	意見（要旨）	市の考え方
7	産後うつ対策としての専門的な相談支援は素晴らしい取り組みです。親族は子連れで外出しづらく、孤立し、うつ状態となる状況も見受けられました。	産後の母親は様々な理由から心身ともに不安定になる。産後の母親に寄り添い支援をする産後ケア事業を実施する必要がある。すべての母親が産後ケア事業を利用できるように、実施する妊婦等包括相談支援事業を通じて積極的な支援を行う。
8	子どもの健診の案内通知が突然送られてくるため、予定の調整が困難です。家庭の事情に配慮した柔軟な対応を検討いただけると助かります。	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、各区で行う集団健診です。実施の曜日と時間帯が固定されています。1歳6か月頃まで、3歳8か月頃までの範囲で、日にちの多岐にわたる対応を検討します。
9	ふれあい子育てサポートヘルパーやこんにちは赤ちゃん訪問員など、きちんと予算を確保して、最低賃金を支払う前提でないと、担える経済力・時間的余裕のある人材はいなくなると思います。	本市における有償ボランティアによる子育てなどの活動は、ボランティアの活動と報酬額とのバランスも考慮しながら慎重に検討をしております。また、支援員の確保は、喫緊の課題と認識しており、様々な機会をとらえて周知するとともに、国の調査研究するなど、取組を強化してまいりたいと考えています。
10	子育て中の親のサポートが地域子育て支援センターのみとは、薄過ぎる。親子が成長できる時期に「サードプレイス」的に、高い専門知識と実績のある団体による継続的常設の場所があることで、親の視野を広げ、人材育成となりうると思います。	本市の地域子育て支援センターは、市内全域を網羅する施設です。その保護者等が無償で気軽に利用できる施設です。また、子育て支援センター等の実績のある団体が運営を行い、専任職員を配置し、子育て情報の提供、講習会の実施を行うとともに、子育て支援センター等の利用も可能です。また、各区に整備中の保育・子育て支援センターに、保育士や看護師、栄養士が常駐し、専門的な相談や子育て支援に、関係機関への橋渡しを行っています。また、引き続き妊娠期から切れ目のない支援を進めてまいります。
11	産後ケア事業について、宿泊型や日帰り型も産後4ヶ月ではなく、里帰り出産などの場合も考えて長めに活用できるように御検討いただきたい。	産後ケア事業の宿泊型及び日帰り型は、市内の医療機関を活用した事業でございまして、安全にご利用いただく環境整備が必要であることから、現在は4ヶ月以内の期間に限定して実施しております。一方、訪問型につきましては、本年10月から対象となるため、より多くの産後の母子の御利用が可能となる見込みです。

(3) 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込み・確保方策に関すること)

	主な意見（要旨）	市の考え方
12	わくわくプラザ事業は人数が多すぎて学童保育としての役割、機能は不十分と考えます。自主学童は登録児童数の多いわくわくプラザの補完をしている現状も鑑み、補助金を出して支援をするべきと考えます。（同趣旨他 26 件）	わくわくプラザは、保護者が昼間不在の児童だけ利用可能で、多くの児童が利用していることから、コースについては、安全な環境を整えるため、学校等と連携し、本市の放課後児童健全育成事業については、本市の見込みに対応できることから、民間放課後児童クラブの活用を促しますが、地域での多様なプログラム提供の状況や、保護者のニーズ等や各種情報提供などを通じて、引き続き施設運営を支援してまいります。
13	現場では人手不足、児童の多様化等の課題が顕在化していますが、この状況で放課後児童健全育成事業を推進・維持するのは可能でしょうか。	川崎市においては、わくわくプラザ事業が放課後児童の居場所としており、民間事業者等の有するノウハウを活用する民間委託などに効果的・効率的に対応することを目的として運営を実施しています。 また、各運営法人の職員を対象とした研修を川崎市が実施するとともに、学校等と連携し、利用児童数に応じた環境整備を行い、児童が安全に過ごすことができる環境の整備に努めています。
14	こどもへの支援として、プレーパーク活動の普及がとても大事になるかと思います。育ちを支える事業への予算をつけて実現していただきたいです。	川崎市では、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、「参加活動の拠点づくり」について定めており、この条例に基づき、高津区に子ども夢パークを整備し、当該施設内にプレーパークを設けています。 現在、他の地域に子ども夢パークのような施設を整備しています。 「第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画」にも「子どもの居場所の確保」及び「地域における子どもの参加の促進」を掲げており、地域における子どもの居場所を確保する観点から、子ども夢パークの発的な参加活動を支援しています。

(4 社会的養育推進計画に関すること)

	主な意見（要旨）	市の考え方
15	里親支援センターについては、機能の整理等、支援方策の充実を目指しながら設置を検討して頂きたい。また、既にある二つのフォスタリング機関と連携しながら、より充実した里親家庭への支援について検討を進めてほしい。（同趣旨 他 18 件）	児童福祉法の改正に伴い、里親のリクルートや里親相談支援、自立支援等包括的な支援の提供体制が重要。里親支援センターに求められる機能と、現在の取組を踏まえ、里親支援の充実を図ってまいります。
16	こどもの意見聴取等の実施について、「すべてのこどもに対し子どもの権利ノート等を配布し」との記載があるが、乳児に対しては子どもの権利ノートが配布されていないケースもあるのが現状かと思います。	児童福祉法の改正に伴う種々の取り組みについて検討しております。権利ノートについては子どもの権利について学ぶ機会を確保し、子ども一人一人をつなぐ大切な物の一つでもあるため、着実に普及を図ってまいります。また、権利ノートに添った説明の仕方についても工夫を凝らしてまいります。
17	児童虐待等の未然防止に向け、児童家庭支援センターの機能強化や子育て短期利用事業の受け入れ枠の拡大、指導委託の積極的な活用など、子どもを家庭で養育する世帯への支援を強化する必要がある。（同趣旨他 10 件）	支援を必要とする児童・家庭をできる限り早期に把握し、支援につなぐことが重要と考えており、乳児院や児童養護施設などに関する専門性を活かし、児童家庭支援センターの機能強化や子育て短期利用事業の実施、指導委託の適切な活用等を通じた支援の充実を図ってまいります。
18	高年齢まで家庭復帰が出来ない児童にとっては、実親からの経済的な支援を受ける事が困難なケースが多い状況があり、措置延長や社会に出た後の経済的な支援等があればと思う。（同趣旨他 3 件）	様々な状況にある児童の実情を踏まえ、措置延長や自立支援の適切な活用や、本市独自の奨学金制度・措置費加算制度など、自立支援を総合的に進めております。児童の自立にあたっては、児童本人の意向が最も重要な要素であり、児童の精神的、経済的状況や、それまでの支援の状況等も踏まえ、関係者が支える仕組みづくりが重要と考えています。また、自立支援を進めるとともに、社会的養護全体を鑑み、必要な支援も提供してまいります。
19	一時保護所の定員が 88 人となっていますが、整備計画では 100 人と伺っていましたが、なぜ定員減となったのでしょうか。	定員 88 人の内訳は南部児童相談所の定員 40 人と、中部児童相談所の定員 48 人を合計した人数です。令和 2 年度から中部児童相談所の一時保護所の改築工事により、定員 48 人から 60 人に拡充して、市全体で最大 100 人となる見込みです。令和 3 年度から令和 4 年度にかけて、令和 4 年の改正児童福祉法に基づき、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、令和 7 年度から令和 8 年度にかけて、令和 8 年度から令和 9 年度にかけて、令和 9 年度から令和 10 年度にかけて、令和 10 年度から令和 11 年度にかけて、令和 11 年度から令和 12 年度にかけて、令和 12 年度から令和 13 年度にかけて、令和 13 年度から令和 14 年度にかけて、令和 14 年度から令和 15 年度にかけて、令和 15 年度から令和 16 年度にかけて、令和 16 年度から令和 17 年度にかけて、令和 17 年度から令和 18 年度にかけて、令和 18 年度から令和 19 年度にかけて、令和 19 年度から令和 20 年度にかけて、令和 20 年度から令和 21 年度にかけて、令和 21 年度から令和 22 年度にかけて、令和 22 年度から令和 23 年度にかけて、令和 23 年度から令和 24 年度にかけて、令和 24 年度から令和 25 年度にかけて、令和 25 年度から令和 26 年度にかけて、令和 26 年度から令和 27 年度にかけて、令和 27 年度から令和 28 年度にかけて、令和 28 年度から令和 29 年度にかけて、令和 29 年度から令和 30 年度にかけて、令和 30 年度から令和 31 年度にかけて、令和 31 年度から令和 32 年度にかけて、令和 32 年度から令和 33 年度にかけて、令和 33 年度から令和 34 年度にかけて、令和 34 年度から令和 35 年度にかけて、令和 35 年度から令和 36 年度にかけて、令和 36 年度から令和 37 年度にかけて、令和 37 年度から令和 38 年度にかけて、令和 38 年度から令和 39 年度にかけて、令和 39 年度から令和 40 年度にかけて、令和 40 年度から令和 41 年度にかけて、令和 41 年度から令和 42 年度にかけて、令和 42 年度から令和 43 年度にかけて、令和 43 年度から令和 44 年度にかけて、令和 44 年度から令和 45 年度にかけて、令和 45 年度から令和 46 年度にかけて、令和 46 年度から令和 47 年度にかけて、令和 47 年度から令和 48 年度にかけて、令和 48 年度から令和 49 年度にかけて、令和 49 年度から令和 50 年度にかけて、令和 50 年度から令和 51 年度にかけて、令和 51 年度から令和 52 年度にかけて、令和 52 年度から令和 53 年度にかけて、令和 53 年度から令和 54 年度にかけて、令和 54 年度から令和 55 年度にかけて、令和 55 年度から令和 56 年度にかけて、令和 56 年度から令和 57 年度にかけて、令和 57 年度から令和 58 年度にかけて、令和 58 年度から令和 59 年度にかけて、令和 59 年度から令和 60 年度にかけて、令和 60 年度から令和 61 年度にかけて、令和 61 年度から令和 62 年度にかけて、令和 62 年度から令和 63 年度にかけて、令和 63 年度から令和 64 年度にかけて、令和 64 年度から令和 65 年度にかけて、令和 65 年度から令和 66 年度にかけて、令和 66 年度から令和 67 年度にかけて、令和 67 年度から令和 68 年度にかけて、令和 68 年度から令和 69 年度にかけて、令和 69 年度から令和 70 年度にかけて、令和 70 年度から令和 71 年度にかけて、令和 71 年度から令和 72 年度にかけて、令和 72 年度から令和 73 年度にかけて、令和 73 年度から令和 74 年度にかけて、令和 74 年度から令和 75 年度にかけて、令和 75 年度から令和 76 年度にかけて、令和 76 年度から令和 77 年度にかけて、令和 77 年度から令和 78 年度にかけて、令和 78 年度から令和 79 年度にかけて、令和 79 年度から令和 80 年度にかけて、令和 80 年度から令和 81 年度にかけて、令和 81 年度から令和 82 年度にかけて、令和 82 年度から令和 83 年度にかけて、令和 83 年度から令和 84 年度にかけて、令和 84 年度から令和 85 年度にかけて、令和 85 年度から令和 86 年度にかけて、令和 86 年度から令和 87 年度にかけて、令和 87 年度から令和 88 年度にかけて、令和 88 年度から令和 89 年度にかけて、令和 89 年度から令和 90 年度にかけて、令和 90 年度から令和 91 年度にかけて、令和 91 年度から令和 92 年度にかけて、令和 92 年度から令和 93 年度にかけて、令和 93 年度から令和 94 年度にかけて、令和 94 年度から令和 95 年度にかけて、令和 95 年度から令和 96 年度にかけて、令和 96 年度から令和 97 年度にかけて、令和 97 年度から令和 98 年度にかけて、令和 98 年度から令和 99 年度にかけて、令和 99 年度から令和 100 年度にかけて、令和 100 年度から令和 101 年度にかけて、令和 101 年度から令和 102 年度にかけて、令和 102 年度から令和 103 年度にかけて、令和 103 年度から令和 104 年度にかけて、令和 104 年度から令和 105 年度にかけて、令和 105 年度から令和 106 年度にかけて、令和 106 年度から令和 107 年度にかけて、令和 107 年度から令和 108 年度にかけて、令和 108 年度から令和 109 年度にかけて、令和 109 年度から令和 110 年度にかけて、令和 110 年度から令和 111 年度にかけて、令和 111 年度から令和 112 年度にかけて、令和 112 年度から令和 113 年度にかけて、令和 113 年度から令和 114 年度にかけて、令和 114 年度から令和 115 年度にかけて、令和 115 年度から令和 116 年度にかけて、令和 116 年度から令和 117 年度にかけて、令和 117 年度から令和 118 年度にかけて、令和 118 年度から令和 119 年度にかけて、令和 119 年度から令和 120 年度にかけて、令和 120 年度から令和 121 年度にかけて、令和 121 年度から令和 122 年度にかけて、令和 122 年度から令和 123 年度にかけて、令和 123 年度から令和 124 年度にかけて、令和 124 年度から令和 125 年度にかけて、令和 125 年度から令和 126 年度にかけて、令和 126 年度から令和 127 年度にかけて、令和 127 年度から令和 128 年度にかけて、令和 128 年度から令和 129 年度にかけて、令和 129 年度から令和 130 年度にかけて、令和 130 年度から令和 131 年度にかけて、令和 131 年度から令和 132 年度にかけて、令和 132 年度から令和 133 年度にかけて、令和 133 年度から令和 134 年度にかけて、令和 134 年度から令和 135 年度にかけて、令和 135 年度から令和 136 年度にかけて、令和 136 年度から令和 137 年度にかけて、令和 137 年度から令和 138 年度にかけて、令和 138 年度から令和 139 年度にかけて、令和 139 年度から令和 140 年度にかけて、令和 140 年度から令和 141 年度にかけて、令和 141 年度から令和 142 年度にかけて、令和 142 年度から令和 143 年度にかけて、令和 143 年度から令和 144 年度にかけて、令和 144 年度から令和 145 年度にかけて、令和 145 年度から令和 146 年度にかけて、令和 146 年度から令和 147 年度にかけて、令和 147 年度から令和 148 年度にかけて、令和 148 年度から令和 149 年度にかけて、令和 149 年度から令和 150 年度にかけて、令和 150 年度から令和 151 年度にかけて、令和 151 年度から令和 152 年度にかけて、令和 152 年度から令和 153 年度にかけて、令和 153 年度から令和 154 年度にかけて、令和 154 年度から令和 155 年度にかけて、令和 155 年度から令和 156 年度にかけて、令和 156 年度から令和 157 年度にかけて、令和 157 年度から令和 158 年度にかけて、令和 158 年度から令和 159 年度にかけて、令和 159 年度から令和 160 年度にかけて、令和 160 年度から令和 161 年度にかけて、令和 161 年度から令和 162 年度にかけて、令和 162 年度から令和 163 年度にかけて、令和 163 年度から令和 164 年度にかけて、令和 164 年度から令和 165 年度にかけて、令和 165 年度から令和 166 年度にかけて、令和 166 年度から令和 167 年度にかけて、令和 167 年度から令和 168 年度にかけて、令和 168 年度から令和 169 年度にかけて、令和 169 年度から令和 170 年度にかけて、令和 170 年度から令和 171 年度にかけて、令和 171 年度から令和 172 年度にかけて、令和 172 年度から令和 173 年度にかけて、令和 173 年度から令和 174 年度にかけて、令和 174 年度から令和 175 年度にかけて、令和 175 年度から令和 176 年度にかけて、令和 176 年度から令和 177 年度にかけて、令和 177 年度から令和 178 年度にかけて、令和 178 年度から令和 179 年度にかけて、令和 179 年度から令和 180 年度にかけて、令和 180 年度から令和 181 年度にかけて、令和 181 年度から令和 182 年度にかけて、令和 182 年度から令和 183 年度にかけて、令和 183 年度から令和 184 年度にかけて、令和 184 年度から令和 185 年度にかけて、令和 185 年度から令和 186 年度にかけて、令和 186 年度から令和 187 年度にかけて、令和 187 年度から令和 188 年度にかけて、令和 188 年度から令和 189 年度にかけて、令和 189 年度から令和 190 年度にかけて、令和 190 年度から令和 191 年度にかけて、令和 191 年度から令和 192 年度にかけて、令和 192 年度から令和 193 年度にかけて、令和 193 年度から令和 194 年度にかけて、令和 194 年度から令和 195 年度にかけて、令和 195 年度から令和 196 年度にかけて、令和 196 年度から令和 197 年度にかけて、令和 197 年度から令和 198 年度にかけて、令和 198 年度から令和 199 年度にかけて、令和 199 年度から令和 200 年度にかけて、令和 200 年度から令和 201 年度にかけて、令和 201 年度から令和 202 年度にかけて、令和 202 年度から令和 203 年度にかけて、令和 203 年度から令和 204 年度にかけて、令和 204 年度から令和 205 年度にかけて、令和 205 年度から令和 206 年度にかけて、令和 206 年度から令和 207 年度にかけて、令和 207 年度から令和 208 年度にかけて、令和 208 年度から令和 209 年度にかけて、令和 209 年度

		保護施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、こととしたものです。今後の定員増につきましても、まえ、適正な定員の設定について引き続き検討して
20	代替養育を必要とする児童数の推計に一時保護所で入所を待機している児童数が含まれておらず、整備すべき資源の見込量及び評価のための指標について一時保護所の逼迫状況を表現できていない。	本計画は、関係法令やこども家庭庁の「計画策定要領」で、整備すべき資源の見込量及び評価のための指標を設定しています。一時保護を受ける児童の心身の発達を生活できるよう、生活環境の改善や一時保護期間の経過を考慮しながら、一時保護所の運営や環境整備に努めます。
21	こども家庭庁が示している「次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領における論点整理等」の中に、現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にPDCAサイクルを運用する事の記載がある。川崎市においても、改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、当事者であるこどもの意見はもちろん、子どもや子育て家庭を支援する支援者の声を計画に反映して欲しい。(同趣旨他2件)	計画の進捗については毎年度点検・評価を行い、月報報告を行うとともに、課題となっている部分等の取組など、PDCAサイクルを適切に運用していきます。
22	施設ではケアニーズの高い乳幼児等を中心として養育を行うことが必要と考えるのであれば、施設に措置を行う前に里親へ委託できるよう保護者の同意が取れるよう説明を丁寧、もっと力をいれてほしい。	本市では、代替養育を必要とする乳幼児等の75%を指していきませんが、児童の考え・意思などを前提に里親の場を選択できるよう、里親・施設の両輪の下で受け入れがあると考えています。委託先を里親家庭とする場についても説明を行い、里親制度について理解を深めていただく
23	川崎市子ども・子育て会議委員に社会的養育従事者や社会的養育の学識経験者が委員として入る必要性を感じる。(同趣旨他1件)。	川崎市子ども・子育て会議の委員については、子どもの専門家をはじめ、市民委員も含めた構成となっており、学識経験者にも造詣の深い学識経験者に委員に就任していただく
24	施設で専門的な視点で支援ができることは良いが、定員6人が小規模化なのか。6人のこどもに対して職員の配置が増えることはこども一人ひとりと向き合える時間が多く、できる支援も増えるが、家庭的という環境か	本市では国の通知等が示す考え方に則り、概ね定員6人程度の地域小規模児童養護施設の設置を推進するなど施設整備を進めております。また、各施設において児童指導員やケアマネジャーなど、児童の発達を支援する職員のほか、心理療法担当職員、家庭支援専門員など、多くの専門職が配置できる体制を構築しており、ま

	らは遠ざかってしまうと思う。	できる体制を確保し、より家庭的な環境で養育を行います。
--	----------------	-----------------------------

(5 その他)

	主な意見（要旨）	市の考え方
25	ベビーカーでの移動が困難な場所や、親が困っている際に助けが得られない状況が散見されます。移動時の負担軽減を念頭に、より子育て家庭に優しい公共インフラ整備の推進もご検討いただければと思います。	本市では、市民生活に身近な鉄道駅周辺を中心に、様々な方が利用しやすい環境整備など、ユニバーサルまちづくりを推進しています。引き続き、鉄道駅ける移動の円滑化を推進してまいります。
26	里親家庭で今年の夏休みから宿題が出されなくなり、家で全く勉強しないので困っております。塾に行っている子は良いのですが、そうでない子はどんどん遅れてしまうのではないかと心配です。	社会的養護が必要な子どもたちが施設や里親家庭で、独自の取り組みとして、小学生が学習塾への通塾や学習すること、自主学習のために参考書等を購入するとして全額負担し、子どもたちの学びを応援している。
27	夏休みを短縮して、秋冬休みを長くしていただきたいです。もしくは、学校に寝泊まりする合宿を行う等イベントを企画していただきたいです。PTA への参加は、親だけでなく祖父母の方や近所の有志の方々にご協力いただいても良いのではないのでしょうか。	夏休み期間等、教育課程に関することにつきまして、それぞれの学校で子どもたちの実態や、地域の状況に応じてしております。 小学校学習指導要領では、「児童の発達の段階や人間性、少といった児童を取り巻く状況の変化を踏まえる」とあり、然の中や農山漁村等における集団宿泊活動を重点的に推進しているとされており、本市においては、自然教室や修学旅行等が実施されております。 PTA は独立した任意の団体であり、参加対象や活動内容等が各団体ごとに決められております。
28	子どもへの受動喫煙の危害について触れられていないようですが、子どものいる場所での喫煙は止めるべきとの周知徹底が必要です。	たばこは、喫煙している本人だけでなく、周りの人から、子どもをはじめとして受動喫煙による健康被害が生じることがあり、特に配慮が必要です。 健康増進法や神奈川県公共的施設における受動喫煙防止対策に関する条例等に基づき、受動喫煙をなくすための取り組みを進めており、学校、医療所、行政機関の庁舎等は第一種施設に区分され、屋内禁煙が徹底されております。

		禁煙」となっています。このような措置は、子どもたちを整えるために不可欠です。 また、受動喫煙防止に関する啓発用のチラシを作成し、健康影響についてや、家庭内や屋外などの喫煙場所についても、喫煙する際は周囲の状況に配慮しなければいけないと、子どもたちを受動喫煙から守るための意識の啓発を行います。さらに、本市では、道路や駅前広場などでの喫煙が禁止されていることを考慮し、平成 18 年 4 月 1 日に「川崎市路上喫煙禁止条例」を施行しました。この条例では、市民等が市内全域で路上喫煙を求めているとされており、主要駅周辺などの多くの歩行者が歩行困難な「歩行者優先重点区域」として指定し、指定喫煙場所を除いて喫煙を禁止しています。また、喫煙による健康被害を防止するため、市民の身体及び財産の安全を確保し、生活環境の改善を図ります。今後も、子どもたちの健康を守るために、受動喫煙防止の取組を推進し、市民生活の安全と健康な環境づくりを目指します。
29	養育里親の制度に「専門里親」というものがあるが、制度の利用者が極端に少ない。きちんと対象になる場合のルールを明確化すべきだと思います。	専門里親については、養育里親のうち、虐待を受けやすい子どもや、障害のある子どもなど、専門的な援助を必要とする子どもを対象としています。本市でもホームページ等に、制度の概要や、申し込みの受付状況などを掲載していますが、今後ともより手の確保及び制度のさらなる充実を図ります。
30	放課後デイや児発達の情報の一本化をしてほしい。サービスの内容や特徴などを一覧にして、利用希望者に渡す、または役所のHP等で公開するといったのではないかと思います。	新規事業所につきましては、本市ホームページにおいて、事業所の情報を更新しているところですが、事業所によっては、利用者個々の特性に応じてプログラムやサービス内容が異なるため、一覧で掲載することが難しいとされています。そのため、事業所側の利用者の受入れ状況が日々変動しているものと考えております。 なお、神奈川県下 5 県市で共同運用している障害福祉サービス事業所の検索及び事業者側が掲載した事業所の詳細情報を掲載している「障害福祉サービス事業所検索システム」が、利用可能となっております。 また、本市ホームページにおいても、障害福祉情報コーナーに、事業所の URL を掲載してまいりますので、事業所の詳細情報については、ホームページをご覧ください。
31	発達障害や学校に通えない子どもたちの居場所を含めた進路について、柔軟に対応で	本市では、キャリア在り方生き方教育をはじめとし、子どもたちが自己理解を深めながら、適切な進路選択ができるよう、様々な支援を行っています。

きるようにしてほしい。不登校のため進学に支障が出る場合など、救済策や個別の評価ができる体制があってもいいのではないか。	行っています。発達障害等、特別な教育的ニーズの高 要に応じて通級指導教室を活用するなど、ニーズに 路選択に必要な資質・能力も育んでいます。 近年は、多種多様な進路があり、より自分に合った てきており、在校生や卒業生のコメントも含め、各 ような学校説明会等の機会も多く、こうした情報に ています。 また、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果 科学大臣が定める要件の下、学校の判断で不登校児 の成果を考慮することができるとされており、令和 教育法施行規則の一部を改正する省令」が公布・施行 も改めて各市立学校宛てに周知したところです。また の公立高等学校では、病気などの特別の事情により 志願者が申請することで、選考の過程において不利 があります。
--	---

2 案の変更点

用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。